

お知らせ

【令和8年3月1日から】

【三原市】

林野火災注意報・林野火災警報

の運用開始について



林野火災による被害を防ぐため、火の使用が制限される日があります。

林野火災が起きやすい気象条件のとき、危険度に応じて注意報・警報を発令します。林野火災警報が発令されている間は、屋外における火の使用が制限されます。

警報→罰則あり

注意報→努力義務



火の使用制限の対象となる行為



たき火



草焼き



火遊び



喫煙

林野火災警報中に制限を守らない場合罰則が科されることがあります。



火の使用制限の対象に含まれない行為

※正しい使い方で安全に使用する場合に限ります。



BBQ



七輪



カセットコンロ



ガスバーナー

火を使用する設備器具を本来の使用法で使用し、火の粉が遠くへ飛びにくいものに関しては、制限の対象とはなりません。

林野火災注意報と林野火災警報



林野火災注意報

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められるとき

雨量が少ない

乾燥注意報

努力義務

火の使用制限



林野火災警報

気象状況が林野火災の予防上危険であると認められるとき

雨量が少ない

乾燥注意報

強風注意報

義務

罰則あり

火の使用制限

発令する期間は？

1月～5月



この時期は山が燃えやすい
状態になっているよ



発令する区域は？

三原市全域



広報

注意報

消防本部
ホームページ消防車
広報

メール配信システムへの登録はこち
らから行えます。登録の際は、【火災情報】
を選択してください。

警報

消防本部
ホームページメール配信
【火災情報】三原市
公式SNS音声
告知放送消防車
広報

★発令状況の確認はHPで！

たき火などを行う前には、
 ・消防本部ホームページで
 ・お近くの消防署や出張所
 で、注意報や警報が出でていないかを
 ご確認下さい。



届出

「火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書」の

届出が必要です！



【3月1日から開始】



①電子申請 NEW ②電話による届出 ③書面の届出

】

林野火災を予防するための新しい制度です。火災予防へのご協力よろしくお願いします。

【お問合せ先 消防本部予防課 64-5927】